

2024年8月30日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

特定非営利法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 様

回 答 書

三和物流サービス株式会社

太田啓介

当社は、貴法人作成の令和6年7月30日付け申入書兼照会書について、以下の通り回答いたします。

1 はじめに

当社は、当社がレントオール事業に用いているレンタル契約条項（以下「本契約条項」といいます。）に、消費者契約法上の問題があるとの貴法人のご意見には承知致しかねますが、今般、貴法人からの申入れを受けたことなどを踏まえ、以下のとおり、対応させていただきます。

2 本契約条項3条

「延長料金（追加料金の2倍×日数分）をいただきます。」は、「期間満了日から返還日までの日数に応じた延長料金をお支払いいただきます。ただし、お客様の責めに帰すべからざる事由により返還できない場合は、この限りではないものとします。」に修正いたします。

3 本契約条項4条

「甲は特段の通知、勧告なしで」は、「甲は、お客様が、相当の期間を定めて契約違反を解消するよう催告を受けても、その期間内に契約違反が解消しないときは」と修正いたします。

4 本契約条項11条

「ただし、商品の構造上の欠陥、修理の不履行、又は代替品の不提供につき、甲に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。」を追記させていただきます。

5 本契約条項 12 条

まず、「甲が一定の基準により算出したその商品と同額」については、「商品そのものに生じた損害」に修正させていただきます。

また、「ただし、当該返還不能又は修理不能がお客様の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでないものとします。」を追記させていただきます。

6 本契約条項 14 条

以下の条項に修正いたします。

「お客様は、商品がお客様の特定の環境、目的に適合するかどうかをご確認の上、ご利用をお申込みいただくものとし、甲はこれら特定の目的等への適合性について保証するものではありません。」

7 本契約条項 16 条

本条項は削除いたします。

以上、ご回答申し上げます。

貴法人においてご意見等ございましたら、令和 6 年 9 月 30 日までに、書面にて、当社までご送付ください。

以上